

○大津町飼い主のいない猫の避妊去勢手術補助金交付要綱

令和3年6月28日

要綱第38号

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、人と動物の共生する社会の実現を図るため、飼い主のいない猫（以下「猫」という。）の無秩序な繁殖を抑制し、周囲に対する危害及び迷惑を防止するため、猫の避妊及び去勢手術（以下「手術」という。）に係る経費に対し、予算の範囲内で手術補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 この補助金は、町内に住所を有する個人及び町内で活動する団体（事務所が町内又は事務所を持たない団体にあつては代表者の住所が町内であるもの）が動物病院で手術（再手術を防止するための耳のV字カット手術を含む）を受けさせるにあつて、前項に規定する手術に要する経費及び当該手術に付随する入院費等とする。

(補助金の交付額)

第3条 補助金の額は、手術を行う個人又は団体（以下、「申請者」という。）に、予算の範囲内で一頭につき10,000円とする。ただし、手術費用が補助金の額に満たない場合は、要した手術費用を補助金の額とする。

2 補助金の交付は、1申請者につき1会計年度あたり3頭までとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする申請者は、手術を行う前に、飼い主のいない猫の避妊去勢手術補助金交付申請書（別記第1号様式）及び飼い主のいない猫の避妊去勢手術実施に伴う証明書（別記第2号様式）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、補助金を交付すると決定した者（以下「補助対象者」という。）に対して飼い主のいない猫の避妊去勢手術補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により通知する。

(手術の実施)

第6条 補助対象者は前条の規定による交付決定後に速やかに手術を行い、実施にあたっては、猫の片耳の先端1cmをV字にカットするとともに、手術実施前後の猫の写真を撮影し保管しておかなければならない。

(手術の中止)

第7条 補助対象者は、当該決定に係る手術を中止するときは、飼い主のいない猫の避妊去勢手術中止届出書(別記第4号様式)を提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、交付決定日から起算して2か月以内又は申請年度の3月20日のいずれか早い日までに、飼い主のいない猫の避妊去勢手術補助金実績報告書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 避妊・去勢手術実施証明書(別記第6号様式)

(2) 領収書の写し

(3) 手術実施後の猫の写真(耳のV字カットが確認できる状態であること)

(補助金の確定)

第9条 町長は、前条の規定による実績報告があつた場合は、速やかにその内容を審査し、これを適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、飼い主のいない猫避妊去勢手術補助金確定通知書(別記第7号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の規定により補助金の確定通知を受けた補助対象者は、飼い主のいない猫の避妊去勢手術補助金交付請求書(別記第8号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による交付請求を適当と認める場合は、補助対象者に補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第11条 町長は、補助対象者が、次に各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の交付申請をしたとき。

(2) 交付の目的に反したとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月28日から施行する。

附 則（令和4年3月31日要綱第24号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日要綱第14号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日要綱第20号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

年 月 日

大津町長 様

申請者 住 所

氏 名

電 話

飼い主のいない猫の避妊去勢手術補助金交付申請書

大津町飼い主のいない猫の避妊去勢手術補助金交付要綱第4条の規定により、
関係書類を添えて申請します。

1 補助金額 金 _____ 円

2 手術を予定する動物病院

動物病院名 _____

3 添付書類 飼い主のいない猫の避妊去勢手術実施に伴う証明書
(別記第2号様式)

別記第2号様式（第4条関係）

年 月 日

大津町長 様

証明者 住 所
氏 名 ㊟
電 話

飼い主のいない猫の避妊去勢手術実施に伴う証明書

このことについて、大津町飼い主のいない猫の避妊去勢手術補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり飼い主のいない猫であることを証明します。

1 証明する猫

生 息 区 域	種 類	性 別	毛 色	特 徴

2 申請者又は申請団体

住所	
氏名（団体名）	

※行政区嘱託員などから証明を受けてください。

別記第3号様式（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

大津町長

飼い主のいない猫の避妊去勢手術補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました大津町飼い主のいない猫の避妊去勢手術補助金については、次のとおり交付決定しましたので通知します。

補助金額 金 _____ 円

別記第4号様式（第7条関係）

年 月 日

大津町長 様

申請者 住 所

氏 名

連絡先

飼い主のいない猫の避妊去勢手術中止届出書

年 月 日付け、第 号で交付決定を受けた大津町飼い主の
いない猫の避妊去勢手術補助金について、下記理由により中止を届け出ます。

記

1 中止の理由

別記第5号様式（第8条関係）

年 月 日

大津町長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

飼い主のいない猫の避妊去勢手術補助金実績報告書

年 月 日付け、第 号で交付決定を受けた大津町飼い主のいない猫の避妊去勢手術補助金について、避妊去勢手術が完了しましたので、大津町飼い主のいない猫の避妊去勢手術補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額 金 _____ 円
- 2 手術完了年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 添付書類 (1) 避妊・去勢手術実施証明書
(2) 領収書の写し
(3) 手術実施後の猫の写真
(耳のV字カットが確認できる状態)

別記第6号様式（第8条関係）

避妊・去勢手術実施証明書

1 申請者 住所
氏名

2 補助対象猫の特徴

生息区域	種類	性別	毛色	特徴
		オス・メス		

3 避妊・去勢手術実施年月日

年 月 日

~~~~~  
上記の猫の避妊・去勢手術を実施したことを証明します。

年 月 日

実施者 住所  
獣医師名

Ⓜ

別記第7号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

大津町長

飼い主のいない猫の避妊去勢手術補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました大津町飼い主のいない猫の避妊去勢手術補助金については、下記のとおり交付確定しましたので通知します。

交付確定額 金 円

別記第8号様式（第10条関係）

年 月 日

大津町長 様

申請者 住所  
氏名

飼い主のいない猫の避妊去勢手術補助金交付請求書

このことについて、大津町飼い主のいない猫の避妊去勢手術補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

補助金交付請求額 金 円

◎補助金の振込み先

（ゆうちょ銀行以外）

|   |       |                    |                 |
|---|-------|--------------------|-----------------|
| 1 | 振込先   | 銀行・農協<br>信用組合・信用金庫 | 本店・支店<br>支所・出張所 |
| 2 | 口座番号  | 普通・当座              |                 |
| 3 | フリガナ  |                    |                 |
|   | 口座名義人 |                    |                 |

（ゆうちょ銀行）

|   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 振込先     |  |
| 2 | 店番・口座番号 |  |
| 3 | 記号番号    |  |
| 4 | フリガナ    |  |
|   | 口座名義人   |  |

別記第 1 号様式 (第 4 条関係)

別記第 2 号様式 (第 4 条関係)

別記第 3 号様式 (第 5 条関係)

別記第 4 号様式 (第 7 条関係)

別記第 5 号様式 (第 8 条関係)

別記第 6 号様式 (第 8 条関係)

別記第 7 号様式 (第 9 条関係)

別記第 8 号様式 (第 10 条関係)